

「青森県国際交流員」活用制度の概要

1 はじめに

県は「青森県国際交流員の活用に関する要領」(以下「要領」という。)に基づき、庁内関係課、小中高等学校、各市町村及び民間団体に国際交流員を派遣しています。

要領及び運用上の主な留意事項は次のとおりとなっておりますので、御理解と御協力をくださるようお願いいたします。

2 活用できる業務

国際交流員が実施できる学校訪問の内容は次のとおりです。

- (1) 外国の文化及び生活の紹介
- (2) 簡易な日常会話の指導
- (3) 異文化理解のための講演
- (4) その他県の国際化推進に資すると認められる活動

3 活用の諸条件

国際交流員の派遣を依頼する際には、次の条件を全て満たすことが必要です。

(1) 国際交流員の勤務時間等

- ① 従事日 通常の勤務日
- ② 従事時間 勤務時間(8:30～16:30)のうち3時間以内(1日当たり)

(2) 費用負担

- ① 国際交流員の派遣に際して必要な費用は、依頼校側の負担となります。
交通機関の利用が必要な場合は、県の「職員等の旅費に関する条例」に準じ、国際交流員に所要の旅費を支給してください。
- ② 謝礼、謝金等は、一切不要です。

4 運用上の留意事項

国際交流員の活用に当たっては、次の事項に留意してください。

(1) 授業の効率化

- ① 授業時間
学校訪問は一日当たり3時間以内とし、授業と授業との間になるべく時間が空かないスケジュールとしてください。
- ② 担当教員の協力
国際交流員は日本語が堪能ですが、それでも生徒の発言をよく理解できなかったり、生徒への対応がうまくできない場合があります。担当教員は必ず授業に同席し、国際交流員をサポートして下さるようお願いいたします。
- ③ 生徒の理解度向上
一度に大勢の生徒に対応すると、双方向のコミュニケーションが取りにくく、生徒の十分な理解を引き出すことが困難な場合があります。1授業あたりの生徒数は50人以下となるようにスケジュールを組むようお願いいたします。

(2) 国際交流員の移動時間への配慮

国際交流員の県庁出発・帰着が早朝・夜間とならないよう、移動時間を考慮して授業時間を設定するようお願いします。なお、国際交流員の勤務時間は 8:30～16:30 です。

(3) 異文化理解の重点化

学校訪問は、国際交流による異文化理解の促進を目的としており、語学力の向上を目的とするものではありません。学校訪問の中で外国語の指導を依頼する場合は、語学レッスンではなく、あいさつや日常会話など異文化理解の一助となる内容としてください。

(4) 焦点を絞った授業内容

国際交流員による学校訪問を依頼する際には、「〇〇国の文化について」のような漠然とした内容ではなく、授業の目的や内容を明確にし、具体的に依頼してください。

5 事務手続き

(1) 電話予約【派遣希望日の3ヶ月前から1ヶ月前まで】

電話予約については、派遣希望日時¹の3ヶ月前から1ヶ月前までお電話にて受け付けます(FAX や電子メール不可)ので、国際交流員の派遣が可能かどうか確認の上、予約してください。

(2) 「申込書」の提出【派遣日の3週間前まで】

電話確認・予約後、派遣日の3週間前までに、国際交流員派遣依頼申込書(様式第3号)を国際誘客交流課へ提出してください(FAX、電子メール可)。期限までに申込書が提出されない場合、派遣予約をキャンセルすることがあります。

(3) 国際交流員との打合せ【派遣日の2週間前まで】

当日の交通手段、交通費の支給方法、授業の内容、給食の有無等について、派遣日の2週間前までに、国際交流員と電話等で具体的な打合せを行ってください。国際交流員はいずれも日本語が堪能です。

(4) 活用状況の報告【派遣終了後速やかに】

派遣終了後、速やかに「国際交流員活用報告書」(様式第7号)を提出してください(FAX、電子メール可)。

【連絡・送付先】青森県観光交流推進部国際誘客交流課国際化グループ

電話:017-734-9218 FAX:734-8126

E-mail: shinkanko@pref.aomori.lg.jp

6 お願い

① 国際交流員の活用申込みをいただいても、スケジュール上、応じられない場合があります。なお、観光PR業務、翻訳・通訳等の業務や学校訪問の準備等の時間を確保するため、各国際交流員の学校訪問の回数は、原則として週に1日以内ないしは月5回以内とします。また、各交流員の同じ学校への派遣は、原則年間2回以内、毎月1回以内とします。

② 国際交流員は、県の用務等に優先的に従事することとしたため、場合によっては、派遣日時の変更を依頼したり、キャンセルさせていただくことがありますので、予め御了承ください。

③ 依頼校の都合により、派遣日時、内容等の変更を行う場合は、できるだけ早くお知らせください。